

スポーツの構造 —その制度的側面—

中山 正 吉*

Masayoshi NAKAYAMA

Structure of Sport —Its Institutional Aspects—

1. 問題の所在

スポーツ社会学の研究が本格的に行われるようになったのは第2次大戦後のことであり¹⁾、他の諸学に比し、その歴史は極めて浅い。それだけに問題も多く、特に方法論や理論の面において著しい。かつて影山²⁾は、実態調査をすればすべて体育社会学的研究であるかのごとき傾向があると批判し、近年でも多々納³⁾は、種々の研究が他の研究とは全く無関連のまま存在し、断片的データの膨大な集積のみがもたらされていると述べ、概念と理論の欠如を鋭く指摘している。また、菅原⁴⁾は基本的な概念の曖昧さ、研究方法論の不十分さ等からみたととき、科学としてのスポーツ社会学、体育社会学の幼稚さを認めないわけにはいかないと述べている。このようなスポーツ社会学の現状は、非難を恐れずに言えば、第一に我々研究者の科学理論や基礎科学（の一つ）である社会学理論に対する関心の稀薄さあるいは認識の低さに起因していることを卒直に認めなければならない。第二の要因は、スポーツ社会学における研究の多くは興味本位のあるいは実践的価値のもとに行われていることにあると思われる。それは確かに現実の諸問題に対して局部的に収穫を得ることもあるが、社会現象としてのスポーツの解明、換言すれば、スポーツ社会学における知識の体系化や理論化には程遠く、データの散乱と研究内容の無限的拡大を招く結果になりかねない。そこには、スポーツ社会学における当該研究の位置づけや関連諸研究の体系的整理といった基本的手続きないしはパースペクティブはほとんど省みられていないように思えてならない。

このような問題を打破するために、少数の人々によっていくつかの方策がとられている。多々納は T. パーソンズ (T. Parsons) の社会体系論に基づき、スポーツ体

系の構築を目指し⁵⁾、山本⁶⁾はスポーツ行動モデルの構築を試みている。他方、菅原は、スポーツ社会学における基本問題としてスポーツ概念の構造モデルの構築を試み、その成果を公表している⁷⁾。相対的にみれば、前者は演繹的方法に、後者は帰納的方法に基づいている。それは個々の戦略的な視点によるものであるが、前者が方向性の提示ないしは準備段階を抜け出していないのに比べ⁸⁾、後者はスポーツの構造モデルの構築過程にもかかわらず、スポーツの解明において実りある成果を収めていることを考えるとき、スポーツという対象の特性記述ないしは構造記述さえ不十分なスポーツ社会学の現状にあっては、菅原の試みの方が戦略的にみて有効であるように思える。

本研究はその意味で菅原の試みと軌を一にするものではある。しかし、菅原がスポーツを制度として捉える方向性を示しながら、現段階ではスポーツのゲームの制度化の過程を中心に論じているのに対し、ここでは、現に確立された制度としてのスポーツの構造について考察するものである。それは、社会学の分析カテゴリー⁹⁾ないしは対象となる主題¹⁰⁾の中でも制度は社会構造を構成する要素としてみなされており、また、スポーツ社会学の領域においてもスポーツの全体像を把握する上でしばしば制度としてのスポーツに言及されながら、その具体的内容についてはほとんど明らかにされていないからである。制度としてのスポーツの構造の把握はスポーツの全体像を捉えるだけでなく、ある意味で個々の研究を相互に関連づける1つの手立てとなるとともに、スポーツと他の諸制度との関連ないしは相互影響の分析というマクロなレベルでの研究のパースペクティブをもたらすことになるものと思われる。

2. スポーツの概念

スポーツの構造について考察するにあたり、まずスポ

* 島根大学教育学部保健体育研究室

ーツの概念について述べるのが求められよう。例えそれが、試論の段階にあっては結局従来通りの概念の実体化や本質主義の轍をふむことになりかねないという危惧⁹⁾が指摘されたとしても、日常生活において使用されている経験概念としてのスポーツのもつ多義性と不明確さを除去し、科学的な概念を構成する必要に現時点において可能な限り応えなければならぬからである。そのために、これまでに述べられている、かつ主要と思われるスポーツの概念に関する諸見解について検討することになるが、これまでの諸見解についてみると、比較的初期にあってはスポーツの現象形態に着目しつつもその活動の主體的・価値的側面を重視したものが多く、また、その後は、特にスポーツ社会学の領域において単なる個人々の競争を伴う身体的活動ではなく、その諸活動の組織化ないしは制度化された側面に注目して捉えられるようになっていく。このことから、ここでは、活動としてのスポーツ、組織化ないしは制度化された活動としてのスポーツ、制度化されたゲーム及び制度としてのスポーツに分けて考察するとともに、スポーツ=制度概念の構成を試みることにする。

(1) スポーツの概念に関する諸見解

① 活動としてのスポーツ

活動としてのスポーツについてはこれまでかなり多く論じられている。それは、スポーツの楽しさや喜びの根源をその活動に求める⁹⁾と同時に、他と区別され、没利害性の中で楽しさや喜びを生み出す活動の軌跡にスポーツの本質を見い出そうとしたからであろう。しかし、それだけに、そこには個人々の評価的認識が含まれている。例えば、C. ディーム (C. Diem)⁹⁾ は、スポーツを遊戯に属するものとして捉え、「遊戯はわれわれが計画的におこなうときはじめてスポーツとなる⁹⁾」ことや、スポーツとはこのように真摯な、規則によって歩一歩段階を踏んで行く遊戯であることを指摘するとともに、スポーツの本質的特徴として「規則化」及び「洗練醇化」を挙げた上で、完成、高貴なものを目ざす努力を強調している。また、B. ジレ (B. Gillet)⁹⁾ は、ポール・シジョンとジャック・メーの「スポーツは遊戯であり、闘争である」という定義に「はげしい肉体活動」を加える一方、スポーツは物質的利益の蔑視、性格陶冶等の高尚な観念に結びつけられることを示している。P. C. マッキントッシュ (P. C. McIntosh)⁹⁾ もスポーツを、遊戯の中でも対人的ないしは対自然的競争の形態をとるものとして

捉え、その本質的特徴は卓越性を求めて努力することであるとして、プレイにおける相手や自己、あるいは物理的環境を克服しようとする努力のみがスポーツに対して独自の欲求充足や特殊な価値をもたらすことを指摘する。

上述のような諸見解を統一したものが1968年のIC SPE⁹⁾の定義であるが、これは、フランスのスポーツ最高委員会の学説委員会報告に基づいたものであり、次のように示されている。

1. スポーツはプレイの性格をもち、自己あるいは他人との競争、または自然との対決という形式をとる身体活動である。

2. この活動が競争の形式をとる場合、それは常にスポーツマンシップの精神に基づいて行われなければならない。フェア・プレイの精神なくして真のスポーツはあり得ない。

ここで述べた諸見解はスポーツの現象形態に着目しつつ、スポーツに関する理念を包含したものと言えるが、前者においてはプレイ、競争(ないし闘争)、身体活動といった属性を見い出せる。なお、わが国においても竹之下⁹⁾は、身体運動に限定される、個人や集団が顔を合わせての競争、相手を予想しての競争の2つのカテゴリーをスポーツとすることが適切であると述べている。

② 組織化ないしは制度化された活動としてのスポーツ

前述のような諸見解に対し、近年では現象形態を考慮した上で、スポーツにおける諸活動の組織化ないしは制度化された側面に注目してスポーツの定義が試みられている。H. エドワーズ (H. Edwards)⁹⁾ は、スポーツは遊戯との共通性を一切もたず、仕事に類似した特徴をもつアスレチックス (athletics) であるとし、スポーツの特徴として身体的努力とフォーマルな明示的ルールを挙げ、これらの諸活動すなわちスポーツは後者の脈絡のうちに組織化され、構造化されていることを指摘する。そして H. エドワーズは、「スポーツはフォーマルに記録された歴史と伝統をもち、役割や地位関係を統轄する明白でフォーマルなルールによって制限された範囲内での競争を通して身体的努力を要する、相対するグループを打ち負かすことによって評価される有形、無形のもを獲得する目標をもつフォーマルに組織化されたアソシエーションの成員あるいはそれを代表する行為者によって遂行される複合的な活動である¹⁰⁾」と述べている。

H. エドワーズの見解に対して、J. J. コークリー (Jay

J. Coakley)¹¹⁾ は、スポーツはプレイの特性を完全に欠落するものではないとし、活動のタイプ、その活動が起こる状況の構造、参加者の志向性、の3つの観点からスポーツの定義を試みている。J. J. コークリーは参加者の志向性の面においてプレイのもつ特性、つまりそれへの参加における内的な動機づけの存在はスポーツの場合にも否定することはできないと述べ、スポーツへの参加者は内的な満足と外的な報酬とによって共同的に動機づけられることを指摘する。そして、スポーツを「制度化された競争的活動であって、活発な身体的努力か、あるいは個人による比較的複雑な身体的技術の使用を含み、それへの参加は、活動それ自身による内的満足と、参加によって得られる外部的報酬の両者によって動機づけられるものである¹²⁾」と定義している。そこで用いられた「制度化」とは、形式化された構造の存在を意味するものとされ、ルールの標準化、クラブや組織によるチームの形成、統制団体によるルールの強制、ゲームの運営及び技術的向上の重要性の増大、ゲームの技術学習の定式化、多数の観覧者の出現など、制度化の重要と思われる事柄の列挙をもって説明に換えられている。

H. エドワーズと J. J. コークリーは、プレイに関する見解を別として、スポーツを身体的努力や身体的技術を要する組織化ないしは制度化された活動として捉えているが、そこでの定義は、スポーツ現象をそのような活動によってすべて説明しようとしているためにかえって複雑なものになっている。いかに現象を記述してもそれは定義にはならない。定義は規約であり、規約の明確化である¹³⁾ という指摘の意味するところを今一度考える必要があろう。

③ 制度化されたゲーム及び制度としてのスポーツ

スポーツを活動の面から捉えるのに対し、ゲームという観点から定義したのは J. W. ロイ (John W. Loy, Jr)¹⁴⁾ である。

J. W. ロイは、スポーツを4つのレベルにおいて捉えているが、彼の基本的な認識ではスポーツはゲームの特殊なタイプとして理解され、それは、プレイの基本的特性である自由、隔離、未確定性、非生産性、ルールによる支配、虚構のいずれをも欠落していないことが認められている。それに基づいて、J. W. ロイは、ゲームを「その結果が、単独であるいは結合して用いられる身体的スキル、戦略、チャンスによって決定されるプレイフルな競争の形式¹⁵⁾」として規定し、続いて、スポーツの

ゲームと他の種類のゲームとの相違を、スポーツは卓越した身体的スキルの実演を要する高度に組織化されたゲームであることに求める。さらに、J. W. ロイは「制度化されたゲームとしてのスポーツ」について次のように論じている。

スポーツを制度化されたゲームとして扱うことは、スポーツを価値、規範、サンクション、知識、社会的位置(すなわち地位と役割)を要素としてもつ、1つの複合体に結合される、特殊で永続的な社会構造や文化の諸パターンとして考えることである。ゲームの制度化は、ゲームが将来の実現のための明確な指針や過去の例証の伝統をもつことを意味する。しかし、具体的なゲームの状況においては、それはそのスポーツの制度的パターンにおいて表わされている特徴をすべて反映する必要はない。すなわち、このことは、プロのベースボール・ゲームも草地で行われるベースボール・ゲームも同じ制度的パターンに基づいており、後者は前者の経験的事例なのである。

このように述べながら、J. W. ロイはスポーツの制度化された性質を例証するためにスポーツにおける4つの領域 (sphere) —組織、テクノロジー、シンボル、教育の諸領域—を明示し、他の種類のゲームとの相違を浮き彫りにしている。

J. W. ロイの「制度化されたゲームとしてのスポーツ」に関する見解においては「制度化」の概念が重要な意義をもっているが、それについて十分に検討されているとは言いがたい。そのため、制度化された(ゲームの)形態として組織、テクノロジー、シンボル、教育の4つの領域を提示する理論的根拠は不明瞭になっている。

ところで、J. W. ロイは社会制度としてのスポーツについても論じているが、スポーツを制度としてみなすとき、それはスポーツ秩序ということばが適切であるとし、スポーツ秩序はスポーツ場面における人間の行為を組織化し、促進し、規制する、社会のあらゆる組織から構成されるものであるとし、組織を基礎的レベル、専門的レベル、管理的レベル、団体的レベルの4つに区分している。J. W. ロイに限らず、スポーツを制度として捉える方向を示している者はかなり多い。前述の H. エドワーズもその一人であり、「単一の形態としてのスポーツは価値や位置・役割、そしてここで示された他の属性の複合体、すなわちスポーツの制度である¹⁶⁾」ことを指摘している。また、Eldon E. シュナイダー (Eldon E. Snyder) と E. シュプライツァー (E. Spreitzer)¹⁷⁾ は、スポーツは現代社会において最も浸透している制度の1つであり、スポーツ制度は、所与の社会においてスポー

ツが社会的に組織化されている様式に関する諸規定はもちろんのこと、身体活動の意義や価値を含んでいると述べ、さらに多々納は、スポーツは競争過程であり、それを中心に組織された制度として捉えられることを示している¹⁸⁾。しかし、上述のような指摘はありながら、これまで制度としてのスポーツの分析はほとんど行われず、かつまたスポーツ=制度概念の構成も不十分なままに止まっている。そのような中でも、近年、菅原はスポーツを制度として捉える方向の下で、スポーツのルールや技術の分析を踏まえ、スポーツ構造モデルの構築を試みている。以下、菅原¹⁹⁾の見解をみてみよう。

前述の J. W. ロイの示したプレイの特性を構成要素ではなく、プレイを規制する諸条件とみるのが妥当であり、これらの諸条件がプレイヤーの具体的な活動を介して相互に関連し合っているところにプレイ共同体が形成される。その中でも、主としてアゴーンの原理によって支配されている身体的特性に係わるプレイ共同体内の活動が、一定の時間的・空間的限界内で一切外部の力を借りずに、ルールによって制約されながら相互に勝利を目指して展開されているとき、身体的スキル、戦術やチャンスがプレイヤーによってそこにもち込まれるようになる。このような状況が具体的に展開される時、その状況の出現から消失までの全過程をゲームと呼ぶ²⁰⁾。しかし、そのように規定されるゲームはスポーツではない。つまり、プレイ共同体内の活動を支配するアゴーンの原理が強化されるに伴い、その活動はルールとの関連で組織化されてくるのであり、そこにゲームからスポーツへの変化をみることができる。こうしてゲームのルールがスポーツのルールとして組織化され、明文化されるようになると、ルールの内容が拡大され、その中に E. エブドンによって提示されたゲームの構成要素のうち、ゲームの目的、ゲームの手順や方法、参加者の数、参加者の役割、相互作用の形式、結果または結末、設備や用具等が、それぞれ関連のある条項として包含されるようになってくる。ここに、ゲームがルールの組織化を通してスポーツへと脱皮していく過程を見ることができる。その際、ルールを作成し、改善し、承認し、さらにそれを伝達する機能を持つ組織が介在する。この過程においてルールの外に置かれたものにスポーツ技術がある。とは言え、それは用具や設備の改善、手順や方法の改善、ルールそれ自体の改善等によって変化するという事実によっても明らかなように、スポーツのルールと無関係に存在するものではなく、相互に密接な関係を維持しながら、スポーツの展開を円滑にし、スポーツを魅惑的なものにし、スポーツを破壊から守る上で極めて重要な機能を果

している。

このように述べながら菅原は、スポーツが高度に組織化されたゲームであるということは、ルールの構造的側面の組織化だけを指すものではないことを指摘する。つまり、それは、ルールを作成し、それを承認する集団や団体の面においても、技術や用具、設備等の面においても、競争に関する局面（試合、大会、競技会等）においても、儀式などに関連のあるシンボルの面においても、スポーツの伝達教育に関連のある面においても組織化が進められていなければならないし、同時にそれらが全体として1つのまとまりをもち、構造化されていなければならない、ここにゲームの制度化された側面としてのスポーツ、すなわち、遊戯であり、身体的能力の競争であり、ルールとの関連において組織化され、構造化されている1つの制度をみることができるとされている。

菅原のスポーツの構造モデル構築の試みは、制度としてのスポーツの形成または組織化の過程に視点を置いたものである。制度の概念についてはほとんど触れられてはいないが、その形態としては J. W. ロイによって提示された、制度化されたゲームとしての4つの領域を参考にしているようである。

以上、スポーツの概念に関する諸見解を3つに区分して考察してきた。「活動としてのスポーツ」においてはスポーツの属性としてプレイ、競争、身体活動が挙げられたが、そこには個々人の評価の認識が含まれている。「組織化ないしは制度化された活動としてのスポーツ」においては概念規定が現象の記述に向けられ、混乱を招いている。また、「制度化されたゲーム及び制度としてのスポーツ」では、制度化や制度の概念あるいは構造の面に関して明瞭に述べられていなく、今後の課題として残されている。

スポーツの概念規定はスポーツの社会学的研究において重要な問題ではあるが、J. W. ロイが提示したように、むしろいくつかのレベルないしはカテゴリーにおいて可能になるものであり、スポーツの統一的かつ包括的定義はこの上なく難しいように思われる。ここでみてきた、活動、組織化ないしは制度化された活動、制度化されたゲーム及び制度としてのスポーツは、社会学的分析カテゴリーに照らしてみれば、社会的行為—役割—組織—社会制度—社会システム、または社会的行為—社会関係—社会集団—社会制度—社会²¹⁾のいずれかに属するものと言えよう。スポーツの社会学的研究である限り、そのような分析カテゴリーを念頭に置きながらスポーツを定義し、考察していくという姿勢が望まれることになる。

ここでの考察の視点はより高次のレベルにおいてスポ

ーツの構造を提示することであり、スポーツを制度として捉えるものである。従って、次にスポーツ=制度概念の構成を試みるわけであるが、まず制度の概念について考察し、それからスポーツを制度として捉えてみたい。

(2) スポーツ=制度概念の構成

制度の概念は E. デュルケーム (E. Durkheim) の社会学主義の中心テーゼをなした「社会的事実」の概念に由来する²²⁾と言われており、また、一般には特定の生活領域における人間の行動の規範的様式の複合体として示されるようである²³⁾。しかし、その意味するところは必ずしも一義的ではない。具体的に例を挙げれば、J. K. フェイブルマン (J. K. Feibleman)²⁴⁾ は、制度を社会組織と同一視する一方、他方では組織を人間の集団及びそれらにおける道具や行動のルールをまとめ、中心目標に対して活動させ得るような様式であるとし、そのような観点からシステムとしての制度は、装備、手順、人員、組織の4つの構成要素をもつことを示している。また、A. F. ウェルズ (A. F. Wells)²⁵⁾ は、制度を一定の状況における期待された行動のシステムとして理解し、その基本的要素として役割、集団、プログラムを挙げているし、L. ブルーム (L. Broom) 等²⁶⁾ は、社会学における制度の概念は日常使用されているその意味に基づけられており、2つの関連する理念 (ideas) を含んでいると述べ、制度は、(1)社会生活を組織化している、確立された様式であり、(2)グループ、コミュニティあるいは社会によって価値づけられているパターンである、と規定している。これに対し、制度を役割の側面から捉えているのは T. パーソンズ (T. Parsons)²⁷⁾ や H. H. ガース (H. H. Gerth) と C. W. ミルズ (C. W. Mills)²⁸⁾ 等である。T. パーソンズは「制度を制度化された役割統一体であり、複数の相互に依存する役割パターンまたは役割パターンの構成要素から成り立っているとし、役割を「個人行為者の全指向体系のなかで、特殊な相互行為の文脈に関する期待を中軸として編成された、すなわち、しかるべき相補的な役割に基づく、一人またはそれ以上の他我との相互行為を規制する、価値規準の特殊な集合と統合されている一局面なのである²⁹⁾」と規定する。また、C. W. ミルズ等は、役割の概念を「(1)そのくりかえしによって規則性としてはっきりし、(2)他の行為者の行為と関係する、行為の単位を指している³⁰⁾」と規定し、さらに「このようにくりかえされる相互作用から、互いに志向しあう行為の様式が形づくられる³¹⁾」ことを指摘する。つまり、行為者相互の期待、是認、嫌悪

を通して一群の役割が配置されるのであり、そうした役割の組織が制度であり、制度全体の象徴である長 (ヘッド) の役割は役割全体の維持に役立つものであると考えられている。

このように、規範的な行動の様式という制度のほぼ共通した側面はみられるものの、その具体的内容は多様であり、大部分の著者達は制度ということばの多様な使用の存在を認めているという指摘³²⁾にも頷けなくてもない。しかし、今日では制度の概念を役割から捉える傾向が強くなり、かつ行為から社会構造ないしは社会体系というパースペクティブを考えれば、制度を役割の複合体として把握することは妥当なところであろう。その場合、制度の役割は集団ないしは集合体の役割と同一視される場合もあるが、それらを区別することが必要であり³³⁾、また直井³⁴⁾が指摘する如く、制度化された行為要素としての制度一般と社会構造の構成要素の制度化された複合体である社会制度とを区別しなければならない。彼は、社会構造の構成要素として分析的に役割・集合体・価値・規範の4つを挙げ、これらの社会構造の構成要素を統一する過程は結晶化の過程であり、結晶化はこれらの構成要素を単一の構造的複合体へと結合していく持続的な過程をいうとして次のように述べている。「たとえば親子関係の場合には、親および子供としての役割、集合体としての家族、規範としての扶養義務、および価値としての民主的な家族という観念等々が制度化されて、家族制度という一つの複合体へと結晶していく。このように結晶化の過程によって結合した社会構造の構成要素の複合体は、〈社会制度〉 (social institution) とよばれる。³⁵⁾」こうしてみると、先に述べた J. K. フェイブルマンや A. F. ウェルズの制度の概念は社会制度のそれであり、その意味ではあながち妥当性を欠くものではない。しかし、ここでは前述のようなことから、かつスポーツ制度の具体的分析、スポーツ制度と他の諸制度との関連あるいは相互影響の分析という本来スポーツ社会学が担うべき重要な研究課題に対する有効性を考慮し、制度を役割の複合体として捉えるとともに、C. W. ミルズ等の4つの局面に関する考え方、及び J. W. ロイによって示された制度化された形態としての4つの領域を参考にして制度を操作的に次のように規定して用いることにする。

役割とは一定の状況において規則化された、人間の期待される行動のパターンであり、制度とはそのような行動の諸パターンの複合体である。しかも、かかる複合体はそれに特有な組織、シンボル、テクノロジー、教育の諸局面を含んでいる。

C. W. ミルズ等の場合には制度と組織の区別は曖昧であり、しかも地位局面については社会成層との関連において捉えられている³⁶⁾。それは、社会の構造的特徴を把握する意義においては有効であり得ても、ある制度的秩序の地位局面は他の制度的秩序のそれとの関連において理解されることになり、制度の特性を把握するカテゴリーとして妥当かどうかは疑問である。むしろ、組織を制度の構成要素として考え、地位はそれにおいて理解するという方が制度の分析にとって有効かつ妥当のように思われる。このようにみれば、4つの局面は既述の J. W. ロイの示した、組織、シンボル、テクノロジー、教育の4つの領域と一致する。しかし、J. W. ロイの場合にはその論理的根拠は不明確である。それに対しては次のような説明が可能である。

制度は役割によって組織化されている規範的な行動様式とも言えるが、そのような行動の様式を成立させ、展開しているのは制度のメンバーである。彼らは諸集団を形成しているが、中でも重要なものは組織である。また、人々が役割を遂行する際、目標の達成に関連して、有効な手段とともに、他者との相互行為の媒介となるシンボルを必要とする。つまり、制度はその行動様式との関連において制度に特有なテクノロジーやシンボルを形成しているのである。人々は、シンボルを媒介とし、テクノロジーを手段とすることによって、役割を遂行することができるのである。

さらに、制度は、その安定性を維持するために、制度の新しいメンバーにその価値や技術を学習させなければならない。すなわち、制度は教育の局面をもっていることが考えられる。

以上ごく簡単に制度について述べたが、次に上述したような制度の概念に基づきスポーツの定義を試みたい。

さて、スポーツを現象としてみると、それは、これまでの諸見解の考察から、「身体的能力の競争」として把握できるように思われる。それはプレイの特性をもとともつまいと、現実に展開されている状況なのである。ところで、社会学における競争の概念からみると、競争は「同一の対象の獲得、目標の達成に志向している複数の個人あるいは集団が、相互に他よりも迅速に対象を獲得あるいは目標を達成し、他に優越しようとする指向している場合に、相互の間に成立する社会行動ならびに社会関係の形態³⁷⁾」であるとされている。スポーツにおける競争もまた上述の規定と異なるものではないが、それを客観的な存在、すなわち規範的な行動の諸パターン³⁸⁾の複合体としてみると、スポーツはそのような競争を組織化している制度として理解でき、「スポーツは身体的

能力の競争を組織化している制度である」と言えよう。例えば、野球やバレーボール等の試合の状況を思い浮かべるとき、競技者は同数のメンバーから成る2つのチームに分かれており、各競技者は、一定の規則のもとで、各自の役割を遂行しながら技を競い合っている具体的な状況を容易に描き出すことができる。それは野球やバレーボールは、特定の個人に関係なく、一定の規範的な行動の様式をもっているからである。つまり、競技者の行為は、規則化された、期待される行動のパターンに結びつけられているのである。程度の差こそあれ、スポーツと称されるものはそのような規則化された行動の諸パターン、すなわち、諸役割から構成されていると言い得るのである。それ故、勝利の行方はともかくとしても、昨日行われた野球の試合、あるいは今日及び明日行われるそれについても同じような試合展開の状況を推測できるのである。

このように、スポーツを制度として理解し、スポーツを「身体的能力の競争を組織化している制度」として規定したが、それに基づいてスポーツの構造について論じてみよう。

3. スポーツの構造

前述のように、スポーツを「身体的能力の競争を組織化している制度」と規定したが、そこで用いた「組織化している」という語句は、「ある特定の領域における諸行為を相互に調整する」ことを意味している。また、制度を「規則化された、期待される行動のパターンである諸役割の複合体」として理解した。従って、スポーツの構造について考察するということは、スポーツにおける行動の諸パターンに関して、それらの関連を明らかにすることであると言えよう。そのため、ここではスポーツの構造について考察するにあたり、便宜的にまずスポーツにおける競争の構造について述べ、それに続いて、その競争を支えている4つの局面（シンボル、テクノロジー、教育、組織）について論じるという手順をとる。

(1) 競争の構造

スポーツにおける競争の構造を考察する場合、まず、スポーツの競技規則を分析することが有効である。それは、競技規則、つまりルールはプレーヤーや審判等の役割を明確に規定しているからであり、彼らの行為はルールの枠内にとどめられているからである。直井が、『そのゲームの目標の意義や用具の一般化されたパターンの

安定性は、よく定義された「ルール」の存在に依存している³⁾とし、ゲームのルールに規制された行動は役割であり、それは「良いゲーム」としての価値に裏づけられている²⁾と述べているように、ルールの分析はスポーツにおける行動の諸パターンの理解を促すものである。

スポーツ・ルールの構造は菅原によって分析されているが、それによれば、競技規則は次のように分類されている³⁾。

- 1. 空間（施設等を含む）に関するルール
- 2. 時間に関するルール
- 3. 用具に関するルール
- 4. 競争の展開に関するルール⁴⁾

これはさらに次のように分けられる。

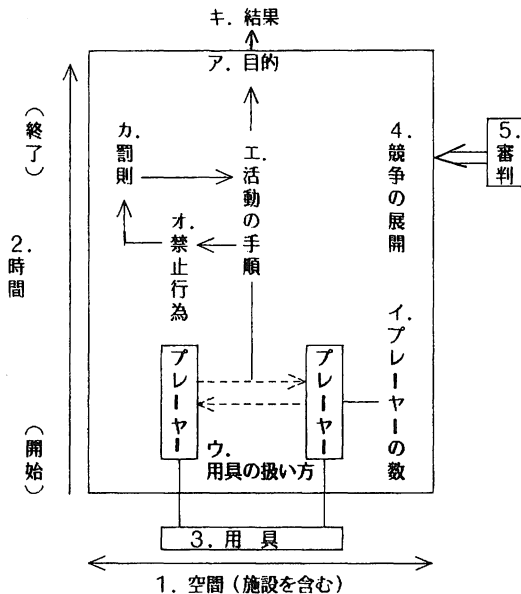
- ア. 目的に関するルール
- イ. プレーヤーの数及び交代に関するルール
- ウ. 用具の扱い方に関するルール
- エ. 活動の手順に関するルール
- オ. 禁止行為に関するルール
- カ. 罰則に関するルール
- キ. 結果に関するルール

- 5. 審判に関するルール

以上のように分類されるルールは図1のように競争の様式を形づくっている。

これはサッカー及びラグビーのルールの分析によって

図1 ルールの構成要素とその連関



(菅原禮編, スポーツ規範の社会学, 不昧堂, 1980. 但し, 語句等若干修正している。)

得られたものであるが、他の種目にも適用され得るものである。しかし、図1で示されたものは、ルールの構造というよりも、むしろルールによって示される競争の過程をモデル化したものであると言う方が正確であるように思われる。いずれにせよ、各プレーヤー、審判等の諸行為はルールによって規制されており、図1のルールによって示されている枠内においてプレーヤー達は技を競うわけである。

ところで、スポーツにおける競争をその形態からみると、一般にスポーツにおける競争は個人対個人あるいは集団対集団の競争の形態をもっている。個人対個人の競争の形態をもつものの中でも、陸上競技、水泳競技、卓球(単)、テニス(単)などの競争は、間接的な手段⁵⁾を用いるだけでなく、両者の成績は客観的な尺度によって測られる。他方、ボクシング、レスリング、柔・剣道などの競争は、敵対者に対し、ルールの許す範囲内で最も有効と思われる直接的手段を行使するところに成立し、その成績は直接的手段の有効性によって判定される。この場合の競争は闘争関係に近い性格をもっている。また集団間の競争にも2つのタイプが考えられる。バレーボール、テニス(複)、卓球(複)、バドミントン(複)などのようにネットを隔てて2つの集団が相対峙して交互に攻撃することによって競争する場合、つまり競争の手段が間接的な場合と、サッカー、ラグビー、バスケットボールなどのように、同一競技場を両方の集団が共通に使用し、直接的ないしは間接的手段を行使して競争する場合である⁶⁾。

以上は菅原の説に基づいて述べたものであるが、スポーツにおける競争の手段とは、間接的であれ直接的であれ、スキル、戦術、戦略及びJ. W. ロイの示すところのフィジカル・プラウイス (physical prowess) 等の組み合わせられたものであると言えるだろう。

ところで、人間の生活においては純粋に競争的な状況は、もしあったとしても非常に少ないだろう。スポーツにおいても競争は協同と密接に結びついている。個人対個人の競争の形態をもつ陸上競技や卓球(単)などにおいてさえも、審判、あるいは監督やコーチなどとプレーヤーとの関係を一種の協同的行為として指摘できるが、ここでは主として集団対集団の競争の場合にみられる協同の関係について論じていきたい。

スポーツにおける集団対集団の競争は、同数のメンバーから成る2つのチーム間の競争として認められる。チーム内のメンバーは相対するチームとの競争関係を維持し、展開するためにある種の共同関係を形成している。彼らはそれぞれ一定のポジションを占めているのであ

る。例えば、野球では守備においてはプレーヤーは彼らが占めるポジションに応じて投手、捕手、一塁手、二塁手……といった名称が与えられ、各プレーヤーはそれぞれのポジションに内在されている特定の役割を遂行することが期待されている。さらに、チーム内のメンバーの関係は、目標を最も有効に達成するために、システム、フォーメーション等の名称で表わされる協同的行為へと導かれ、プレーヤー各自に新たな役割が与えられるようになる。それはチームのメンバーの技能や特性あるいはパーソナリティ、また相対するチームの戦力等に応じて変形することも可能である。

また、競争と協同の関係について言えば、相対する2つのチームが激しく競争するようになればなるほど、あるいは2つのチームの戦力が均衡していればいるほど、チーム内の協同関係は強まるようになるし、各チーム内の協同関係が強固であればあるほどそれらは激しく競争するようになることが推測され得る。

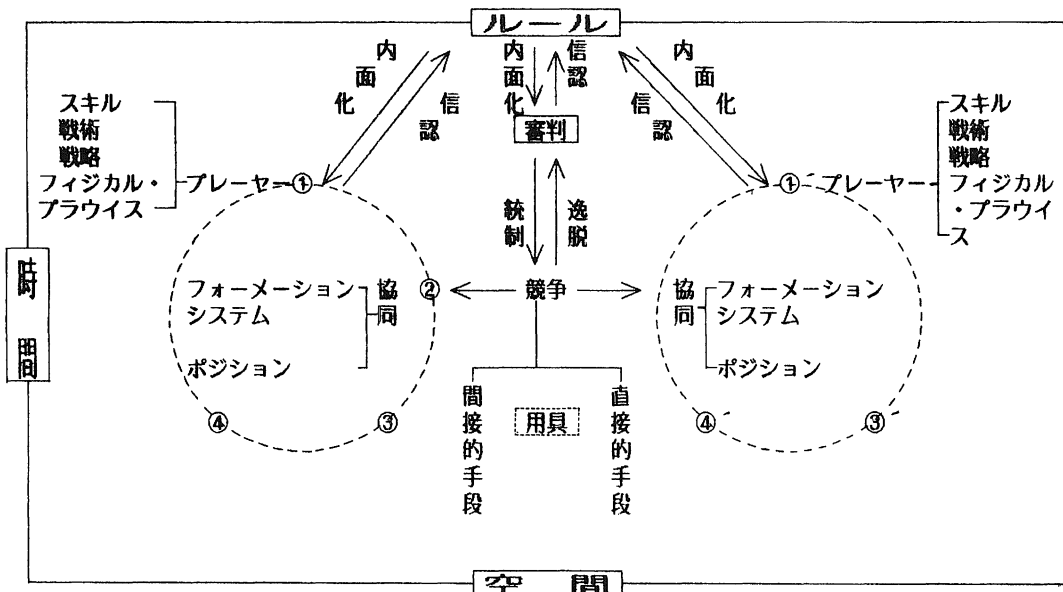
これまで述べてきたことをもとにして、スポーツにおける競争の構造を簡単に図示すると、図2のようになる。

スポーツにおける競争はルールによって規制されている。各プレーヤーはそのようなルールを内面化しており、彼らは相互に用具を媒介とし、あるいは媒介とすることなく、間接的ないしは直接的手段を行使して競争する。チーム間の競争では、チーム内のメンバーは組織的な協同関係を形成しており、ポジションの他に、システ

ムやフォーメーションにおいて特定の役割を遂行することが期待される。こうして各プレーヤーは「それぞれ自己の役割を果たすことによって、相手のチームの個々の成員と競争するが、同時にチーム内の協力的な人間関係を維持しながら、しかも全体として相手チームとの競争関係を展開していく⁷⁾」のである。かかるプレーヤーの行為はルールの範囲内にとどめられており、ルールに違反した行為を行うプレーヤーは審判によって罰せられる。審判は競争の展開を秩序づけているルールの番人とも言えるだろう。なお図2には示されていないが、サブ・プレーヤー、監督、コーチ等も、間接的ではあるが、競争に関与していると言えよう。それは、彼らは指示、助言、メンバー交代等の役割を遂行するからである。

以上のように身体的能力の競争の構造について述べることができるが、その競争は、フォーマルには競技会に結びつけられており、それは競技会において展開されるのである。競技会は多くの人々あるいは集団が競争する場を構成している。そのような競技会の発展によって競争に関する一定の行動の諸パターンが確立されるようになったのである。また競技会は大会規定、協会規約などによって参加資格、参加手続き、対戦相手、日程など競争を行うに至るまでの段階から終了の段階までを秩序づけている。それらを担うのは多くの職員や役員である。彼らによって競技会は運営されるのである。ここで競技会について詳細に論じる余裕はないが、上述のように、

図2 スポーツにおける競争の構造



それは身体的能力の競争の場を構成するものであり、競技会はスポーツ制度の中核とも言うべきものであることを指摘しておきたい。

(2) スポーツにおける4つの局面

スポーツにおけるシンボル、テクノロジー、教育、組織の4つの局面は、身体的能力の競争を支えている制度化された行為の諸側面とも言えるのであり、スポーツにおける競争の構造の考察の際に言及したところもあるが、ここでは分析的に抽出されたスポーツの制度的側面としてそれぞれ相互の関連を見ながら論じていきたい。

① シンボル局面

シンボルとは「何らかの観念や事物に代わって、それらを意味するものとして用いられる形象⁹⁾」であり、視て、あるいは聞いて感じとられるものである。つまり、それは、C. W. ミルズ等が述べているように、記号、信号、表象、儀礼、言語、音楽及びその他の芸術の諸作品といったものであり、そのようなシンボルによって行為者の行為を理解することができるのである⁹⁾。その良い例は技術的用語である。サッカー、野球、バスケットボールなどすべてのスポーツは独自の技術、戦術等を持っているが、それらは言語によって体系化されている。そうした技術的用語によってプレイヤーの行為を理解し、予測し、それに対応する行為をとり、あるいはそのための指示、助言を与えることができるのである。また、スポーツは非言語的シンボルも持っている。例えば、審判のジャッジにおける笛の音、身振り(サイン)などはその典型であるし、大会における開閉幕式及び勝利者を讃える一連の儀式などもスポーツにおけるシンボル局面を構成している¹⁰⁾。

さらに、シンボルは人々の行為を役割に結びつけるものでもある。前述のように、スポーツのルールはその最も顕著なものである。それはまた、野林と飯島¹¹⁾が行ったシンボル(競技規則)の分析による野球競技の構造においても明白にみられる。ルールはスポーツのシンボル局面を構成する重要なものではあるが、制度のシンボル局面において最も重要なのは価値(望ましさ)であるだろう。ルールはそのような価値に基づいていると同時に、それを具現化するものでもある。それ故、ルールの機能的側面から価値を捉えることができる。ルールは、機会の平等に加えて、安全の保障、秩序の維持の機能を果たすとともに、プレイヤーやまた観衆によっても楽しさ

として経験され得るテンション・エキサイトメントの一定の標準を生み出すことのできる集団形態を形成し、維持する機能をもっている¹²⁾。そこに、スポーツ特有の楽しさを共有する、一種の社交的価値を見い出せるように思われる。さらに、スポーツの競争における勝利の意義は身体的能力の卓越性という価値によって支えられている。それは、単に明示的ルールの諸規定だけでなく、その背後にあり、特にスポーツマンシップやフェア・プレイの理念等に凝縮されている、「公正と正義の観念」¹³⁾に基づくことが要求されるのである。しかし、この価値的側面は次第に衰退しつつある。サッカーやラグビーのルールの変遷にみられるように¹⁴⁾、ルールの空白を補っていた道徳的・倫理的規範、いわゆる菅原の言う黙示的ルールは、合理主義や勝利主義等の浸透によってその効力を失いつつあり、今日では逆にそれを明示的ルールによって強化するという状況にある。

ところで、スポーツは社会の産物であり、今日では社会的存在として認識されるようになってきている。このことは、スポーツが上述のような基本的価値に依拠しつつも、それ以上のものによって正当化されていることを意味している。言い換えれば、そのような正当化によってスポーツは社会的存在として認識されているのである。正当化は特に機能的意義の強調に結びつきやすいものである。つまり、スポーツは日々の生活の用件に対し、その有用性によって広く正当化されていると言える。今日では、スポーツは人格形成、健康、豊かな生活等々のことばで表わされる社会的価値に結びつけられていることを指摘できる。このような価値は、イデオロギーに近い性格を呈しているが、他方ではそのような価値がスポーツの発展を支える原動力となって機能しているという三本松¹⁵⁾の指摘は興味深いものである。

② テクノロジー局面

C. W. ミルズ等は、テクノロジーとは、「用具、装置、機械、器具、あらゆる種類の物理的考察物をともなった行為の道具化を指している。そのような道具に加えて、テクノロジーの局面は、技能、器用さ、熟達といったものを指しており、それをもって、人びとは、自分の役割の要求に応ずるのである¹⁶⁾」と述べているが、J. W. ロイは、それに「競争を行うのに必要であり、また競争における技術的な改良に潜在的に有益であるような知識」を加えている。

J. W. ロイによれば、スポーツのテクノロジーに関して内的ないしは本質的なものと、外的ないしは付帯的な

ものとして分類されている。前者には、1. 施設及び装備—フィールド、ボール、ユニフォームなど、2. ゲームに必要なフィジカル・スキルの諸ターニング、パッシング、キッキング、タックリングなど、3. ゲームに必要な知識—ルール、戦術など、が挙げられている。後者には、1. スタジアム、報道施設、更衣室など、2. コーチ、チア・リーダーズやグラウンド整備員などによって身につけられているフィジカル・スキル、3. コーチ、チーム・ドクター、観客などによって所有されているような知識など、が挙げられている¹⁷⁾。

J. W. ロイのこの見解は全体としてはほぼ同意できるが、「3. ゲームに必要な知識」については若干問題がある。それは、前述のように、ルールはむしろシンボル局面を構成するものとして扱うのが妥当であり、また「観客によって所有されているような知識」はスポーツのテクノロジー局面として制度化されているとは言い難く、しかもその内容にしても曖昧であるように思われるからである。それは、シンボル局面で取り上げなかったけれども、大会規定や運営ルールなどに関連するものかも知れないが、取り敢えず、ここではそれらを除外して扱うことにする¹⁸⁾。

テクノロジーの局面の中でも最も重要なのは技術であろう。それは、「スポーツ技術は文化の中でも最も精選された行動文化¹⁹⁾」であり、スポーツ・ルールの制約のもとに、必要な器械、器具、道具の使用を含む、「プレーの始めから目標に至る過程を構成する一連の組織的な運動の仕方であり、プレーヤーによって意図的に選択されるもの²⁰⁾」としてみなされるからである。そのことから、スポーツは、スポーツにおける技術の競争であるとも言ってもでき、プレーヤーが英雄視されるのは、彼が身につけている優れた技能のためでもあり、「技術的に優れたプレーヤー達が展開するゲームは、観衆を釘づけにしてしまうほど魅力的なものであり、観衆を興奮の坩堝に陥れてしまうほど強力な誘引力をもっている²¹⁾」のである。また、競争の変化する状況における合理的な技術の選択の仕方が戦術であり、より高次の目標の達成のためにどのような戦術をとり、試合をどのように展開、構成するかという選択的な構成の仕方が戦略とされる²²⁾。従って、それらの形態的な側面の構造の背後に、集団の理念やイデオロギーをみてとることもできよう²³⁾。

ところで、テクノロジーの局面は、シンボルの場合と同様、役割ないしは他の局面と相互に関連している。特にテクノロジーの局面の発達にはスポーツの構造に変化を生じさせる重要な要因の1つである。陸上競技における

写真判定、電気時計の導入はより客観的な判定を可能にしたし、審判員の役割を軽減させた。また、陸上競技におけるタータン・トラックや棒高飛のグラス・ファイバーのポール、野球における人工芝や圧縮及び金属バット等の設備や用具の導入は、新しい技術の開発とその習得、つまり、テクノロジー局面自体や教育の局面に影響を及ぼすと同時に、記録の向上あるいは打撃の向上を促し、他方ではシンボルの局面におけるルールの改正を生じさせたのである。さらに戦術ないしは戦略面での変化、例えば、サッカーにおけるシステムティックなポジション・チェインジやローテーション・システムは、フォワード、ハーフ、バックの諸役割を遂行し得るプレーヤーの育成によって可能になったものであるが、結果としてそれはプレーヤーの役割に変化を生じさせることになった。この他にも多くの例がみられるが、このような新しく導入あるいは開発されたテクノロジーの諸々はシンボルによって体系化されるのである。

③ 教育局面

制度の教育局面とは、制度が包摂している価値、規範、技術等を、未だそれらを身につけていない人々に伝達することに関わる秩序づけられた行為の側面をいう。制度はそれによってその安定性を維持することができると考えられる。しかしながら、スポーツの教育局面をみると、それは限られた範囲においてのみ見受けられるようである。

それは、各種の競技団体等あるいはその下部組織などによって実施されている、「スポーツ教室」あるいは「スポーツ講座」というようなものであり、また、審判、コーチ、トレーナー、それにスポーツ指導員、スポーツ・リーダーなどの養成のための教育である。その他、より高い技能の習得や指導的資質の向上をねらいとした有望選手の選抜合宿やリーダーズ・キャンプと称されるような教育の局面もみられる。

このように、フォーマルな教育の局面は限られたものであるが、ただ、専任のあるいは有資格の指導者をもった、クラブ・システムなどの発達しているところでは、スポーツの教育局面はかなり組織化されているように思われる。しかしながら、程度の差こそあれ、多くの場合、スポーツは、その教育に関して学校教育、すなわち、体育に依存している。多くの人々は、学校教育においてスポーツの価値、規範、技能等を身につけていると言えるだろう。人々は学生時代にスポーツの制度的局面の外部、つまり学校教育においてスポーツの教育を受けてい

るのではあるが、結局は、彼らはスポーツという制度において競技することになるのである。その場合、スポーツの価値は、特に教育的側面において強調されることになる。

④ 組織局面

人間は社会において、欲求の充足に関し、他の人々との関わり合いの中で規則化された、期待される行動の諸パターンを形成し、組織化するようになる。そのようにして確立された行動の諸パターンの複合体を我々は制度と呼んでいる。それ故、制度はその基盤を人間の集団に置いていると言える。

集団ないし諸集団は、制度の中で、より効果的にその目標を達成するために組織へと発展する。軍事制度に軍隊組織があり、経済制度に企業組織があるように、制度にはそれに特有な組織が存在している。制度はそのような組織あるいは集団によって展開され、支えられているのである。スポーツもまたそれと何ら異なるものではない。ここではスポーツにおける組織局面について述べるわけであるが、その前に「組織」ということばが示す意味を明らかにしておく必要がある。

青井²⁴⁾は、このことばは極めて多義的な概念の1つであることを認め、それには、(1)特定目標達成のための地位と役割のシステム、(2)統一目標の達成に向けられた諸活動のシステム、(3)目標達成のために協力し合っている一群の人々、といった意味が含まれていると述べる。そして、用語の混乱を避けるために、地位・役割のシステムを「組織」、諸活動のシステムを「組織過程」、人間の集団を「組織体」または「社会組織」と呼ぶことを提案している。

しかしながら、組織は集団を離れて存在するものではない。また、現在のそのことばの使われ方からもわかるように、一般に組織ということばはある種の集団と同一視されて用いられている場合が多いようである。従って、ここでは組織のある種の集団、すなわち、その成員の行為が共通目標の達成のために合理的かつ計画された分業によって特徴づけられているような集団を組織と呼ぶことにする。

さて、スポーツにおける組織の局面についてみると、スポーツには多くの競技種目があるが、それらの競技の形式はそれぞれ固有の組織によって統制されている。これらの組織は各競技連盟であり、かかる組織の目的は、競技を行うことではなく、そのための行動の様式の秩序を維持するとともに、競技の計画、運営等、それぞれの

競技の発展のための諸活動を行うことにある。競技連盟は、典型的には、国際競技連盟—国内競技連盟—国内の地域連盟と系列化されており、それらは基本的には共通の諸規則に従い、協働関係を保ちながら、それぞれのレベルにおいて独自の諸活動を展開している。競技会に参加する諸個人は国内の地域競技連盟に加盟しているクラブの一員として登録される。

一般にクラブは、加入、脱退の自由な、しかも成員相互間の関係を明確に規定していない未組織集団として示されるが、加盟クラブは競技連盟等に加盟し、その規約に拘束されるという点において、加盟クラブをスポーツの組織の局面において扱うものとする。

この他に、重要な組織がある。その1つはオリンピック委員会であり、オリンピック・ムーブメントに関するすべての権限をもつ組織である。オリンピック委員会は国際オリンピック委員会 (IOC) —各国オリンピック委員会 (NOC) という系列をもっているが、NOC によっては、国内のスポーツに関する諸領域で重要な活動を行っているものもある。また、いくつかの国ではスポーツ統轄団体とも称されるべき組織がある。わが国について言えば、それは日本体育協会である。これらの組織は各競技団体を連合させ、それらに対して援助、助言を与えたとともに、スポーツの発展を促進するための諸活動に従事している。

スポーツの組織の局面について簡単に述べてきたが、それと他の諸局面との関連についてみると、シンボル、テクノロジー、教育の諸局面はフォーマルには上述のような組織によって統制されていると言える。つまり、これらの組織は各レベルにおいてシンボル、テクノロジーを制度化しており、そうしたシンボルやテクノロジーを、限られた範囲ではあるが、人々に伝達するために、教育の局面を展開しているのである。それによって制度としてのスポーツはその安定性及び自律性を保つことができるのである。

しかし、現実にはそれほど単純なものではない。スポーツ制度は、経済、政治、マスコミ、教育等を含む社会の諸制度と密接に関係するようになっており、スポーツの組織のみならず、シンボル、テクノロジー、教育の諸局面は絶えずそれらの影響を受けているのであり、それによって、行動の諸パターンも少なからず変化することになることが考えられる。制度としてのスポーツの安定性及び自律性はむしろそうした影響との調整によって保たれていると言えるのである。

4. 結びにかえて

ここでは、スポーツ社会学の抱えている諸問題、とりわけ、方法論や理論の欠如という状況の中で、社会現象としてのスポーツの解明に向けて社会学のパースペクティブあるいは分析カテゴリーの中でも制度の概念を援用し、スポーツの構造の提示を試みた。それによって、スポーツにおける競争のパターンや、価値及び規範等を含むシンボル、集団ないしは組織、技術や用具、施設、また価値、規範並びに技術等の伝達に関わる教育の局面等を相互に関連づけ、スポーツの全体像をその制度的側面から捉えることができたように思われる。それはまた個々の研究を相互に関連づけ、整理するための1つの手立てともなろうし、さらに、既に示唆したように、スポーツと他の諸制度との関連分析におけるパースペクティブをもたらすものでもある。しかしながら、問題が大きいだけに、考察の不十分な点もあり、かつ批判もあるかも知れない。そのような不備な点を補い、論理的展開をより精緻にしていかなければならないが、それを今後の課題として認めつつも、ここで提示したスポーツの構造の戦略的意義を次なる研究の中で活用したいと考えている。

注

1

- 1) 菅原 禮編, スポーツ規範の社会学, 不昧堂, 1980, p. 3. なお詳細は, 菅原 禮「スポーツ社会学の研究系譜」, 体育学研究第22巻1号, 1977. 参照.
- 2) 影山 健「体育社会学研究の20年」, 体育の科学第19巻11号, pp. 716-721., 1969. 11. スポーツ社会学研究もそこに含まれている.
- 3) 多々納秀雄「体育・スポーツ社会学の方法論的課題—実証主義・論理主義の克服—」, 体育社会学研究会編, スポーツ行動の文化社会学的基礎, 体育社会学研究8, 道和書院, 1979, pp. 139-163.
- 4) 菅原 禮, 体育とスポーツの社会学, 不昧堂, 1984, p. 86.
- 5) 多々納秀雄『「文化としてのスポーツ」に関するモデル構成』, 体育社会学研究会編, 体育・スポーツ指導者の現状と課題, 体育社会学研究5, 道和書院, 1976, pp. 124-153.
- 6) 山本清洋「スポーツ行動モデル構築の基礎的作業」, 前掲書3), pp. 1-23.
- 7) 前掲書1), 及び, 菅原 禮編, スポーツ技術の社会学, 不昧堂, 1984.
- 8) もっとも, 多々納は, スポーツ体系は別として, スポーツ行動について共同研究を行い, その成果は次の

ものにまとめられている。徳永幹雄他, スポーツ行動の予測と診断, 不昧堂, 1985.

- 9) 安田三郎他編, 社会集団, 基礎社会学第Ⅲ巻, 東洋経済新報社, 1981, p. 3.
- 10) 富永健一・塩原勉編, 社会学原論, 社会学セミナー1, 有斐閣, 1975, p. 8.

2

- 1) 多々納秀雄『「文化としてのスポーツ」に関するモデル構成』, 前掲書, p. 153.
- 2) 菅原 禮, 体育とスポーツの社会学, p. 83.
- 3) C. ディーム著, 福岡孝行訳, スポーツの基礎と本質, 法政大学出版会, 1966, pp. 1-23.
- 4) 同書, p. 10.
- 5) B. ジレ著, 近藤 等訳, スポーツの歴史, 白水社, 第5版, 1968, pp. 9-20.
- 6) P. C. McIntosh, Sport in society, C. A. Watts & Co. 1963, pp. 116-133.
- 7) International Council of Sport and Physical Education; Declaration on sport, 1968.
- 8) 竹之下休蔵・菅原 禮編, 体育社会学, 大修館, 第7版, 1977, p. 64.
- 9) H. Edwards, Sociology of sport, The Dorsey press, 1973, pp. 43-61.
- 10) ibid., pp. 57-58.
- 11) Jay J. コークリー著, 影山 健他訳, 現代のスポーツ—その現実と神話—, 道和書院, 1982, pp. 6-16.
- 12) 同書, p. 13.
- 13) W. C. サイモン著, 山下正男訳, 論理学, 哲学の世界1, 培風館, 1977, p. 168.
- 14) John W. Loy, Jr., The nature of sport; A definitional effort, in E. W. Gerber (ed.), Sport and body, Lea & Febiger, 1972, pp. 44-53.
- 15) ibid., p. 44.
- 16) H. Edwards, op. cit., p. 61.
- 17) Eldon E Snyder, Elmer Spreitzer, Social aspects of sport, Printice-Hall, 1978, p. 40.
- 18) 菅原 禮編, スポーツ社会学の基礎理論, スポーツ社会学講座1, 不昧堂, 1984, p. 138.
- 19) その基本的見解は次のものによる。菅原 禮編, スポーツ規範の社会学, pp. 17-24. 「スポーツの世界とは何か」体育科教育第28巻11号, pp. 2-5., 1980. 10. スポーツ技術の社会学, pp. 9-12. 体育とスポーツの社会学, pp. 84-92.
- 20) ここでは, ゲームの構成要素として E. M. Avedon の示した10項目を一応認めてはいるが, そのうちゲームに必要なスキルは他の要素と質を異にしていると考えられている.
- 21) 安田三郎他編, 前掲書, p. 3.
- 22) 福武 直監修, 青井和夫編, 理論社会学, 社会学講座1, 東大出版会, 1974, p. 88.
- 23) 福武 直他編, 社会学辞典, 有斐閣, 1958. p. 534.
- 24) J. K. Feibleman, The institutions of society, George Allen & Unwin, 1968, pp. 19-24., pp. 143-166.

- 25) A. F. Wells, *Social institutions*, Heineman, London, 1972. pp. 1-11.
- 26) L. Broom, P. Selznick, D. Broom, *Essentials of sociology*, F. E. Peacock Pub., Third edition, 1984, p. 93.
- 27) T. パーソンズ著, 佐藤 勉訳, *社会体系論*, 青木書店, 1974.
- 28) H. H. ガース・C. W. ミルズ著, 古城利明・杉森創吉訳, *性格と社会構造*, 青木書店, 1970.
- 29) 前掲書 27), p. 45.
- 30) 前掲書 28), p. 27.
- 31) 同書
- 32) G. Duncan Mitchell (ed.), *A dictionary of sociology*, Routledge & Kegan Paul, London, 1968. p. 101.
- 33) T. パーソンズは, 集合体は具体的に相互作用し合っているいくつかの特定の役割の体系であるが, 制度は不特定の数の集合体に適用し得るような役割期待のパターン化された諸要素の複合であると述べ, 集合体と制度を区別している。前掲書 27), p. 46.
- 34) 直井 優「社会体系の構造と過程」, 前掲書 22), p. 156.
- 35) 同書
- 36) 前掲書 28), 「XI章 成層と制度的秩序」参照。
- 37) 前掲書 23), p. 159.
- 3
- 1) 直井 優「役割理論」, 川島武宜編, *法社会学の基礎 2*, 法社会学講座 4, 岩波書店, 1972. p. 102.
- 2) 同書
- 3) 菅原 禮編, *スポーツ規範の社会学*
- 4) 同書では「ゲームの展開に関するルール」とされているが, それを修正した。
- 5) 手足あるいはからだ全体, または竹刀等によって相手を妨害したり, 攻撃したりすることが許されない。
- 6) 菅原 禮「スポーツにみられる競争の社会学」, *体育科教育*第23巻7号, pp. 8-11., 1975. 7.
- 7) 同書, p. 9.
- 8) 石川晃弘他編, *社会学小辞典*, 有斐閣, 1977, p. 191.
- 9) H. H. ガース・C. W. ミルズ著, 古城利明・杉本創吉訳, 前掲書, p. 46.
- 10) これらの儀式は, 後述するスポーツの価値的側面を再認識させ, 強化する手立てにもなり得るものである。
- 11) 野林正路・飯島達明「野球競技の構造」, 野元菊雄・野林正路監修, *ことばとシンボル*, 日本語と文化・社会 4, 三省堂, 1977, pp. 137-184.
- 12) E. Dunning, *Notes on some conceptual and theoretical problems in the sociology of sport*, in *International Review of Sport Sociology*, Vol. 2., 1967, p. 148.
- 13) 前掲書 3), pp. 52-58. 参照。
- 14) 前掲書 3), 「第II章 ルールの構造」参照。
- 15) 三本松正敏「スポーツの価値に関する社会学的研究序説」, *体育社会学研究会編*, *スポーツ行動の文化社会学的基礎*, pp. 37-38.
- 16) 前掲書 9), pp. 46-47.
- 17) J. W. Loy, Jr., *op. cit.*, p. 49.
- 18) 「知識」ということばそのものについても問題があるが, ここでは, それは行為の道具的側面を指すものとして用いられていることを認め, それについてはこれ以上触れないで置く。
- 19) 菅原 禮編, *スポーツ技術の社会学*, p. 53.
- 20) 菅原 禮編, *スポーツ社会学の基礎理論*, p. 93.
- 21) 前掲書 19), p. 9.
- 22) 前掲書 20), pp. 93-94.
- 23) 前掲書 19), p. 46.
- 24) 青井和夫, *組織の社会学*, 現代社会学講座Ⅲ, 有斐閣, 1964, pp. 1-2.